

請求人

四條暇市監査委員 池中 昇三

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

2007年3月5日付けで提出のあった住民監査請求書（別紙のとおり。）について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

2 請求書の提出

請求書の提出、平成19年3月5日。

3 請求の内容

(1) 事実主張の要旨

議員に対する政務調査費の交付は、地方自治法第100条第13項及び第14項を根拠として、各地方公共団体が定める条例により交付されねばならない。四條暇市においても、平成13年3月に条例・規則を制定し、同年4月1日から施行となっている。政務調査費交付の目的は、「議員の調査研究に資すること」であり、その調査研究費の一部として会派及び議員にたいして、月額4万円が会派の議員数に応じて交付され（第4条、第5条）、「市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない」（第6条）と定めている。

しかし、条例制定にあたってはそのほとんどが全国議長会の準則を都合よく引用したものが多く、使途基準については交付目的に必ずしも一致しているとはいえ、市民から見れば甚だ不十分なものになっている。最近、東京都目黒区議会議員の政務調査費の使途をめぐる問題が全国的にクローズアップされたことで、新聞でも大きくとりあげられている。また、すでに住民訴訟が提起され、使途についての判決が出されている。

これらの先駆的な判断などを参考にして、四條畷市の政務調査費について「調査研究に資する」ことを前提とした本市「使途基準」に照らし検討したところ、本市議会各会派の政務調査費は甚だ無神経に支出されており、日常の会派活動や議員活動と混同されている。調査研究に無関係あるいはその一部分に当たると考えられる目的外支出については、全額あるいは按分のうえ返還されるべきである。

会派として所属議員数に応じて交付された政務調査費は、会派の経理責任者および無所属議員は、会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、5年間保管しなければならない（規則第7条）とある。当然、経理責任者は使途について証拠書を照合して適否を確認することが求められ、公費の支出については証拠書が市民に公開されることが原則である。しかし、条例・規則に公開の文言が記載されていないことをもって、市民に公開されるものは収支報告書のみであり使途内訳を検証すべき証拠書類等は一切非公開である。

従って、市民は収支報告書の備考欄に記載された説明によって適否を判断し、違法不当な支出を特定せざるを得ない。毎年総額約 816 万円の公金がなんら監査・検査を受けることなく支出され、事実上議員の「第2報酬」となっていることを、市民は到底認められない。請求人らは、監査委員が、経理責任者が保管している証拠書を厳正に監査し、違法不当な支出 14,175,072 円について返還を勧告されるよう求めるものである。

## （２） 措置請求

監査委員は市長にたいし、平成 15 年度、16 年度、17 年度の市議会各会派（一人会派を含む）の政務調査費支出について、会計帳簿および領収書等の証拠書を照合し、別紙に特定した目的外・違法支出について検証し、政務調査に関係なく支出された公金の返還を求めるなど必要な措置を講ずるよう求める。

返還請求額は次のとおりである。

市議会公明党	1097592+1111202+1094713	3,303,507
市民連合	872524+771169+734761	2,378,454
維新クラブ	1880000+412589	2,292,589
暁新政クラブ	1000685+867573	1,868,158
自民党社会議員団	175000	175,000
なつて21議員団	122200+1456636	1,578,836
自民クラブ	181510+840420	1,021,930
暁友会	607156	607,156
岸田好子	123040+105070+99221	333,331
空也秀晃	261500+198000	459,500
築山正言	40000	40,000
大川泰生	116611	116,611
	請求額合計	14,175,072円

以上、法第 242 条第 1 項に基づき事実証明書を添付して請求する。

なお、住民監査請求の 1 年を経過したものについては、市長は条例・規則に照らして厳正に検査し市に損害を生じさせている違法不当な公金の支出あるいは不当利得について返還を求めなければならないところ、これを怠っているため期間徒過に正当理由がある。

## 第 2 請求の受理

平成 19 年 3 月 5 日付けで請求のあった本件住民監査請求書（以下「本件請求」という。）については、法第 242 条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成 19 年 3 月 13 日に受理した。

## 第 3 監査の実施

### 1 監査委員の除斥

監査委員のうち、議会選出の小原達朗監査委員については、本件請求に利害関係を有するので、法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

### 2 監査の対象事項及び監査対象部局

請求の内容、陳述、提出された証拠書類及び要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

平成 17 年度における政務調査費収支報告書とした。平成 15 年度、16 年度における政務調査費収支報告書については、後述する理由によって監査対象事項から除外した。

また、監査対象部局を議会事務局とした。

### 3 書類監査

監査対象となる政務調査費の支出に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 3 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が請求の趣旨を補足する陳述を行った。なお、監査対象事項とした平成 17 年度における政務調査費収支報告書に係る新たな証拠の提出はなかった。

#### 〔補足説明の要旨〕

政務調査費は、使途の透明性を確保すべきである。

四條畷市の条例においては、領収書等の証拠書類の添付が義務付けられていないので、政務調査費使途基準に合致した経費の支出が行われたか解らず、透明性を確保するような条例とはいえない。また、使途基準の定め方は、法の趣旨からずれている。

返還を求める額は、青森地方裁判所の判決の例を参考に按分した。

### 5 関係職員の陳述の聴取

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 19 年 3 月 16 日に議会事務局長及び議会事務局次長から陳述の聴取を行った。

### 6 関係人の調査

四條畷市議会政務調査費の支出について議会を代表する議長に対し、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、監査対象事項とした項目の内容及びその支出が政務調査費の交付目的に抵触するものであるかどうかの見解を求め、平成 19 年 3 月 23 日に文書で回答を得た。

## 第 4 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

平成 15 年度、16 年度における政務調査費に関する本件請求は、請求に理由がないものと認め、これを却下し、平成 17 年年度における政務調査費に関する本件請求は、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、これを棄却することが相当である。

以下、判断の理由を述べる。

まず、却下の判断の理由は次のとおりである。

本件住民監査請求書の提出は平成 19 年 3 月 5 日であり、本件請求の各主張事実は、平成 15 年度、16 年度、17 年度における政務調査費に関するものである。

法第 242 条第 2 項の規定によると、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは請求することができない」とされている。本件請

求の主張事実について住民が知ることができると解される時点は、政務調査費収支報告書が会派又は議員から議長に提出された時点であり、「行為のあった日又は終わった日」はその時点と判断される。平成15年度の収支報告書の提出日については会派等から平成15年6月30日から平成16年4月30日の間に、16年度の収支報告書の提出日については会派等から平成16年8月11日から平成17年4月28日の間となっており、それぞれ請求期間が経過している。請求期間が経過したものについては、市長は条例・規則に照らして厳正に検査し市に損害を生じさせている違法不当な公金の支出あるいは不当利得について返還を求めなければならないところ、これを怠っているのに期間徒過に正当理由があると主張されているが、条例・規則に基づいて処理されており「財産の管理を怠る事実」については認められない。また、何人も「収支報告書の閲覧を請求することができる。」(条例第10条第2項)のであって、相当の注意力をもってすればこれを知ることができたもので、正当な理由があるとする請求人の主張は認めることができないと判断した。

次に、棄却の判断の理由等は次のとおりである。

#### 1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

##### (1) 政務調査費に関する法令等について

###### ア 地方自治法について

政務調査費については、法第100条第13項に「普通地方公共団体は、条例で定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」こと、また、同条第14項に「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」ことが定められている。

この規定は、平成12年5月31日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において追加され、平成13年4月1日から施行されたもので、この地方自治法改正の趣旨については、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することが重要」と説明されている。

###### イ 条例の制定について

この地方自治法の改正に伴い、本市においては、「四條畷市議会政務調査費の交付に関する条例」及び「四條畷市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」が制定され、平成13年4月1日から施行されている。

条例では、政務調査費を交付する趣旨、交付の対象、交付額及び交付の方法などを定めるとともに、「政務調査費を別に定める用途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」(条例第6条)としている。

規則では、政務調査費の用途基準のほか、交付申請手続き等について定めている。このうち用途基準については、「条例第6条に規定する政務調査費の用途基準は、会派に係るものについては別表第1、無所属議員に係るものについては別表第2のとおりとする。」(規則第5条)とし、別表第1及び別表第2では、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、公聴費、人件費、事務所費、その他の経費の9項目が示され、内容については次のとおり示されている。

別表第1(第5条関係)  
会派に係る政務調査費用途基準

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会又は研修会に参加するために要する経費 会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費、自動車借上料、ガソリン代、有料道路通行料、通信費、茶菓子等
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 交通費、宿泊費、自動車借上料、ガソリン代、有料道路通行料、海外研修費、儀礼上の土産代等
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 コピー代、印刷製本代、翻訳料、コピー紙などの消耗品等
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 参考図書、新聞雑誌等定期刊行物及び調査研究資料の購入等
広報費	会派の調査研究活動、議会活動又は市の政策について住民に報告し、又はPRするために要する経費 広報紙及び報告書の作成費並びに送料、会場費、自動車借上料、茶菓子等
公聴費	会派が住民からの市政又は会派の政策等に対する要望、意見等を吸収するための会議等に要する経費 会場費、案内状、コピー代、送料、自動車借上料、茶菓子等
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費 アルバイト雇用賃金
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、事務機器のリース代、修繕料等
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要なもの 調査研究活動に伴う経費

別表第2（第5条関係）

無所属議員に係る政務調査費使途基準

項 目	内 容
研究研修費	議員が研究会又は研修会に参加するために要する経費 会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費、自動車借上料、ガソリン代、有料道路通行料、通信費、茶菓子等
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 交通費、宿泊費、自動車借上料、ガソリン代、有料道路通行料、海外研修費、儀礼上の土産代等
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 コピー代、印刷製本代、翻訳料、コピー紙などの消耗品等
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 参考図書、新聞雑誌等定期刊行物及び調査研究資料の購入等
広報費	議員の調査研究活動、議会活動又は市の政策について住民に報告し、又はPRするために要する経費 広報紙及び報告書の作成費並びに送料、会場費、自動車借上料、茶菓子等
公聴費	議員が住民からの市政又は会派の政策等に対する要望、意見等を吸収するための会議等に要する経費 会場費、案内状、コピー代、送料、自動車借上料、茶菓子等
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費 アルバイト雇用賃金
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、事務機器のリース代、修繕料等
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要なもの 調査研究活動に伴う経費

なお、条例及び規則以外に、政務調査費の取り扱いに関する運用規程などの定めは

ない。

(2) 本件請求に係る政務調査費の交付について

平成17年度の政務調査費のなわて21議員団、市議会公明党、市民連合、自民クラブ、岸田敦子議員への交付状況は、次のとおりである。

会派等の名称	交付額(円)
なわて21議員団	2,880,000
市議会公明党	1,920,000
市民連合	1,440,000
自民クラブ	1,440,000
岸田 敦子	480,000

なお、平成18年4月30日までに当該会派等から議長に収支報告書が提出されている。なわて21議員団、市議会公明党、市民連合、自民クラブの各会派については支出額が交付額を上回って残額が生じていないが、岸田 敦子議員については残額906円が生じ、平成18年4月28日に本市へ返還されている。

2 関係人からの事情聴取

(1) 監査対象部局の説明要旨

政務調査費の用途について

政務調査費については、議会や議員の活動の特殊性に鑑み、会派等の活動が執行部や議長からの独立性を確保し、自主性を損なわないようにしている。

その用途基準は、規則第5条に定められているとおり、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、公聴費、人件費、事務所費、その他の経費について会派等の調査研究活動に対して広く用途が認められていると理解している。

用途基準については、別表第1及び別表第2で具体的内容を示している。

各会派等は、この用途基準に沿って政務調査費を使用されているものと理解している。金額的にも社会通念上妥当な範囲であると理解している。

(2) 議長の見解要旨

各会派等から提出された政務調査費収支報告書については、各会派等に確認したところ、用途基準に基づき適正に支出し、また、会計帳簿、領収書等証拠書類の整理保管していることの回答を得ている。

政務調査費の支出については、遺漏なく取り扱われているとの見解であった。

なお、会派代表者会議において、今後、政務調査費の支出に関しては、収支報告



書への領収書の添付の義務付けを視野に入れた検討を、現議員の任期が4月末で満了する関係上、改選後の議員に委ねるとされた旨の報告があった。

### 3 判断

#### (1) 判断の基本について

##### ア 使途基準の運用について

本市の政務調査費は、法第100条第13項及び第14項、条例、規則に基づいて交付されており、関係人の陳述のとおり、他に詳細な定めや運用基準を定めた明文の規定はない。このため、現行法制上のもとでは、これらの法、条例及び規則に基づき判断することになるが、規則別表の使途基準は、本来すこぶる広範、多岐に及び議会活動とを区分するための目安として、概括的、例示的に摘示し、一応の基準として定められたものと解すべきであり、これを補足するためにも政務調査費の制度化された趣旨を踏まえたうえで判断することが相当であると思料される。

#### (2) 結論

このような観点から、政務調査費に関する収支報告書を各支出科目ごとに、その内容を監査したところ、当該支出は、会派等の自主的な調査研究活動費の一部として使用され、交付目的の趣旨に合致するものと推認することができる。

以上のとおり、平成17年年度における政務調査費の支出については、請求人の主張する一部において違法又は不当な公金の支出があったとまでは認めることができず、請求人の請求は、法第242条第4項の規定に基づき棄却すべきものと判断する。

以上のとおりであるが、監査委員としては、今回の政務調査費の監査を通じ、以下のとおり意見を付言する。

政務調査費については、前述のとおり、地方議会の審議能力を強化し、その活性化を図ることを目的に、地方議員の調査活動基盤を充実する観点から制度化されたものであり、その趣旨・目的に沿って各会派等の判断と責任において使用されるべきである。

地方議会の審議能力を強化する政務調査費の重要性や必要性について、市民の理解を深めていくための方策が求められるところである。本制度の運用に当たっては、透明性の確保に努められるよう望むものである。

(別紙)

住民監査請求書  
(四條畷市議会議員政務調査費返還請求)

四條畷市監査委員 様

2007年3月5日

請求人 住所  
氏名

**【請求内容】**

議員に対する政務調査費の交付は、地方自治法 100 条 13 項及び 14 項を根拠として、各地方公共団体が定める条例により交付されねばならない。四條畷市においても、平成 13 年 3 月に条例・規則を制定し、同年 4 月 1 日から施行となっている。政務調査費交付の目的は、「議員の調査研究に資すること」であり、その調査研究費の一部として会派及び議員にたいして、月額 4 万円が会派の議員数に応じて交付され (第 4 条、第 5 条)、「市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない」(第 6 条) と定められている。

しかし、条例制定にあたってはそのほとんどが全国議長会の準則を都合よく引用したものが多く、使途基準については交付目的に必ずしも一致しているとはいえず、市民から見れば甚だ不十分なものになっている。最近、東京都目黒区議会議員の政務調査費の使途をめぐる問題が全国的にクローズアップされたことで、新聞でも大きくとりあげられている。また、すでに住民訴訟が提起され、使途についての判決が出されている。

これらの先駆的な判断などを参考にして、四條畷市の政務調査費について「調査研究に資する」ことを前提とした本市「使途基準」に照らし検討したところ、本市議会各会派の政務調査費は甚だ無神経に支出されており、日常の会派活動や議員活動と混同されている。調査研究に無関係あるいはその一部分に当たると考えられる目的外支出については、全額あるいは按分のうえ返還されるべきである。

会派として所属議員数に応じて交付された政務調査費は、会派の経理責任者および無所属議員は、会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、5年間保管しなければならない（規則第7条）とある。当然、経理責任者は使途について証拠書を照合して適否を確認することが求められ、公費の支出については証拠書が市民に公開されることが原則である。しかし、条例・規則に公開の文言が記載されていないことをもって、市民に公開されるものは収支報告書のみであり使途内訳を検証すべき証拠書類等は一切非公開である。

従って、市民は収支報告書の備考欄に記載された説明によって適否を判断し、違法不当な支出を特定せざるを得ない。毎年総額約816万円の公金がなんら監査・検査を受けることなく支出され、事実上議員の「第2報酬」となっていることを、市民は到底認められない。請求人らは、監査委員が、経理責任者が保管している証拠書を厳正に監査し、違法不当な支出14,175,072円について返還を勧告されるよう求めるものである。

【請求事項】

監査委員は市長にたいし、平成15年度、16年度、17年度の市議会各会派（一人会派を含む）の政務調査費支出について、会計帳簿および領収書等の証拠書を照合し、別紙に特定した目的外・違法支出について検証し、政務調査に関係なく支出された公金の返還を求めると必要な措置を講ずるよう求める。

返還請求額は次のとおりである。

市議会公明党	1097592+1111202+1094713	3,303,507
市民連合	872524+771169+734761	2,378,454
維新クラブ	188000+412589	2,292,589
畷新政治クラブ	1000585+867573	1,868,158
自民党市会議員団	175000	175,000
なわて21議員団	122200+1456636	1,578,836
自民クラブ	181510+840420	1,021,930
畷友会	607156	607,156
岸田敦子	129040+105070+99221	333,331
空也秀晃	261500+198000	459,500
築山正信	40000	40,000
大川泰生	116611	116,611
	請求額合計	14,175,072円

以上、地方自治法 242 条 1 項に基づき事実証明書添付して請求する。

なお、住民監査請求の 1 年を経過したものについては、市長は条例・規則に照らして厳正に検査し市に損害を生じさせている違法不当な公金の支出あるいは不当利得について返還を求めなければならないところ、これを怠っているので期間徒過に正当理由がある。

**【事実証明書】**

四條畷市議会議員の政務調査費収支報告書 平成 15、16、17 年度分

**【各会派、各年度の違法不当な支出一覧】**

市全体の 1 年間交付額は、 $480,000 \times 17 = 8,160,000$       3 年分 24,480,000 円

四條畷市市議会各会派の政務調査費違法不当支出の返還請求額一覧表

市議会公明党			
平成15年度交付 1,760,001円	届出支出額	違法額	違法性の説明、理由
研究研修費	680,012	340,006	使途基準の例示の一部を引用しているだけで、参加した研究会・研修会が不明。議員活動と按分
調査旅費	109,045	54,522	交通費だけで調査内容不明。議員活動と按分
資料作成費	199,586	99,793	調査研究内容不明で資料の作成・コピー代のみの設名では適正と認められない。議員活動分と按分。
資料購入費	262,717	131,358	調査研究活動に必要なかどうか不明。新聞の定期購読は議員活動に必要なと考えられ、按分して返還のこと。
広報費	29,016	18,508	調査研究活動等の住民への報告内容が不明。茶菓子代は目的外支出。
公聴費	10,463	5,231	市政、会派の政策等に対する要望、意見吸収の会議に要する内容かどうか不明。証拠書添付なし。
事務所費	896,348	448,174	前提となる会派事務所存否不明。会派の調査研究活動のための事務所経費かどうか不明。日常の議員活動費と按分
	2,187,187	1,097,592	請求額
	427,186		
平成16年度交付 1,920,000円			違法性特定の根拠と説明は15年度に同じ。会派の備考欄説明も全く15年度と同じ記載である。
研究研修費	824,445	412,222	会場費、交通費、ガソリン代、通信費（2分の1按分）
調査旅費	152,957	76,478	説明不備 議員活動と按分
資料作成費	151,288	75,644	コピー代 按分
資料購入費	297,015	148,507	定期新聞購読代は按分
広報費	30,253	15,126	説明不備目的外使用
公聴費	108,040	54,020	会場費、コピー代、茶菓子代 議員活動と按分
事務所費	658,410	329,205	事務所経費は、按分
	2,222,408	1,111,202	請求額
	302,408		
平成17年度交付 1,920,000円			違法性の特定根拠と説明は15年度に同じ。備考欄の説明も15年度と全く同じ記載。
研究研修費	828,880	414,440	会場費、交通費、ガソリン代、通信費 按分
調査旅費	209,094	104,547	議員活動と按分
資料作成費	42,461	21,230	資料作成コピー代 按分
資料購入費	362,089	181,044	新聞代は政務調査に限らず
広報費	30,153	15,076	会場費、茶菓子代 議員活動と按分
公聴費	35,466	17,733	会場費、コピー代、茶菓子代 按分

市議会公明党			
事務所費	681,286	340,643	事務用品、事務機器 議員活動と按分
	2,189,429	1,094,713	請求額
	269,429		
	請求額合計	3,303,507 円	

市民連合	支出額	遡去額	説明 理由
平成15年度交付 1,320,000円			交付規則の使金基準に違反。
研究研修費	414,268	207,134	前提となる会派の参加する研究会・研修会の内容不明。電話代、カンリン代、会費などは目的外支出
調査旅費	333,197	166,598	視察内容不明。通常の会派種別と按分
資料購入費	163,739	81,869	会派の調査研究種別に必要なものか不明。新聞・書籍・その他 通常議員種別と按分
事務所費	632,334	316,167	調査研究のための会派事務所の存否不明。パソコン、文具、用紙のみの支出は目的外。
その他の経費	201,512	100,756	フィルム、写真、その他、出費の詳細不明。
広報費	462,891	231,445	住民への報告内容不明。切手、新聞折込のみの支出は使金基準に反し遡去。日常の会派広報と按分。
	2,207,941	1,103,969	遡去額
	887,941		
平成16年度交付 1,440,000円			事務所費の支出なしのほかは15年度と支出内容が同じ。15年度と同じ理由で遡去性を特定。
研究研修費	670,454	385,227	電話、カンリン、会費 按分
調査旅費	187,504	93,752	視察内容不明。通常視察か?
資料作成費	202,119	101,059	通常の会派・議員種別費と按分
資料購入費	157,005	78,502	書籍名不明。新聞購読料と按分
広報費	50,000	25,000	切手代、5万円の切手の使途不明。
その他の経費	175,258	87,629	カメラ、フィルム、ファクス使用代その他 按分
	1,442,340	771,169	請求額
	2,340		
平成17年度交付 1,440,000円			すべて前提となる会派の調査研究内容の記載なし。交付規則の使金基準に反する。通常の会派種別費と按分(2分の1)
研究研修費	583,150	281,575	電話、カンリン、会費 按分
調査旅費	191,709	95,854	北海道富良野視察 観光? 按分
資料購入費	153,559	76,779	新聞、書籍 按分
広報費	214,824	107,412	切手 按分
事務所費	248,185	124,092	文具、ファクス、コピー用紙 議員活動と按分
その他の経費	49,049	49,049	電気製品、フィルム、政務調査と無関係全額遡去。
	1,440,476	734,761	請求額

市民連合	支出額	違去額	説明 理由
	476		
	請求総額	2,609,899 円	

維新クラブ	総支出額	違去額	説明 違去の理由
平成15年度交付 1,800,000円			
研究研修費	1,287,968	643,984	会派が参加する研究・研修会の説明がなく、電話 ガソリン代等の説明のみは使途基準違反。議員活動と按分
調査旅費	314,520	314,520	前提となる会派の調査研究種加のための視察先、理由の記載なし。全額違去。
広報費	388,257	194,128	広報宣伝紙 インク代等 使途基準の会派の調査研究種加内容が不明。議員活動と按分
事務所費	735,911	735,911	会派事務所の存否不明、会派の調査種加のための事務所契約の証明なし。単なる事務総器リース代は違去。
合計	2,726,656	1,888,543	請求額, 880,000交付額全額
	926,656		
平成16年度交付 640,000円			平成15年度と同じ違去特定理由。
研究研修費	400,000	200,000	電話 ガソリン代などの支出は使途基準に反する。
調査旅費	24,428	12,214	行先記載なし。
広報費	260,675	130,337	議員活動と按分
事務所費	70,038	70,038	会派事務所の存否不明、リース代は目的外。
合計	755,141	412,589	請求額
	115,141		
	請求総額	2,292,589 円	

巖瀬政クラブ(4)	総支出額	違去額	説明 違去理由
平成15年度(15年 7月~16年3月) 交付1,440,000円			交付規則の使途基準違反。
研究研修費	258,640	129,320	会派の参加する研究会・研修会の視察内容が不明、東京、岡山視察費用、議員活動と按分
調査旅費	360,000	180,000	前提となる会派の調査研究種加内容が不明、ガソリン代のみは違去。会派・議員活動と按分
公聴費	159,200	0	会議費
事務所費	691,265	691,265	会派の調査研究種加のための事務所設置・運営費用の詳細不明、通信費、お茶代は目的外。全額違去。
合計	1,469,105	1,000,585 円	請求額
	29,089		
平成16年度交付 1,680,000円			すべての支出説明が詳細不明、前提となる会派の調査研究種加内容の記載なし。
研究研修費	1,050,000	525,000	通信費、ガソリン代のみは使途基準違反。議員活動と按分

磯政クラブ(4)	総支払額	違増額	説明 違増理由
調査旅費	476,521	238,260	交通費 宿泊費は、土曜日は目的外支出
資料作成費	2,600	2,600	消耗費は通常の会派・議員種別支出
資料購入費	72,150	36,075	住宅世帯 新聞など調査研究種別内容不明 通常の議員種別と按分
事務所費	25,667	17,833	事務雑費 日常種別と按分
その他の経費	95,610	47,805	会議費 議員種別と按分
合計	1,722,548	867,573	請求額
	42,548		
	請求総額	1868158 円	

自民党市議員団	総支払額	違増額	説明 違増理由
平成15年度 (5月~6月)交付 600,000円			備考欄の説明だけでは詳細不明であり 交付金の使金基準にも反する。支払額が微妙に見られないのも不自然。
調査旅費	60,000	60,000	燃料費5,6月分は目的外支出
事務所費	90,000	90,000	会派の事務所不存在
その他の経費	50,000	25,000	議員種別と按分
返納	400,000		
	請求総額	175,000 円	返還請求額

岸田敦子			
平成15年度交付 440,000円			支払額からみて違増が薄いと考えられるが、やはり詳細不明が多い。16年度も残金の返還もあるが通常の議員種別と混同が見られるので、通常議員活動費分を按分して違増と特定。
研究研修費	73,000	0	研究内容説明不備
調査旅費	57,409	0	視察報告は?
資料作成費	137,822	68,911	議員種別と按分
資料購入費	85,689	47,844	新聞の定期購読は目的外 按分
事務所費	24,570	12,285	事務所経費は按分
合計	378,490	129,040	請求額
平成16年度交付 480,001円			
研究研修費	108,250	0	講師謝礼、会費等 内容説明不備
資料作成費	2,795	0	コピー用紙 文具
資料購入費	56,750	0	書籍代 按分
広報費	51,800	25,900	議会報告ヒラは議員活動 按分
事務所費	79,170	79,170	機器修理は目的外
合計	298,765	105,070	請求額
残額	181,236		



岸田敦子			
平成17年度交付 480,000円			
研究研修費	134,200	0	講師謝礼 研修会参加費 議員種か?
調査旅費	72,947	0	視察費 調査内容不備
資料作成費	94,743	47,371	コピー用紙 事務用品 議員種と按分
資料購入費	73,504	0	書籍代 内容不備
広報費	51,800	25,900	議会報告ヒラキ 議員種と按分
その他の経費	51,900	25,950	議員種費と按分
		99,221	請求額
	残高		
	請求総額	333,331円	
空也秀晃 平成15年度交付 440,000円			
			備考欄に内訳を記載されるなど、丁寧さが評価されるが、やはり通常議員種との混同が見られる。使金基準が定められている調査研究種のための支出と議員種費との按分額を返還請求の対象とした。
研究研修費	395,000	197,500	カンリ代 電話代 研修費 議員種と按分
調査旅費	60,100	0	加茂市視察 支出内容不明
資料作成費	5,000	2,500	コピー代 議員種と按分
資料購入費	33,000	16,500	本代 議員種と按分
広報費	90,000	45,000	議会報告 按分
合計	583,100	261,500	請求額
	143,100		
平成16年度交付 360,000円			平成15年度分と同じ理由で審査決定。
研究研修費	279,000	139,500	カンリ代 電話代 研修費 議員種と按分
資料作成費	27,000	13,500	コピー代 按分
広報費	90,000	45,000	議会報告 按分
合計	432,000	198,000	請求額
	72,000		
	請求総額	459,500円	

築山正信 平成15年度交付 40,000円			
調査旅費	6,094		一切の説明なし 全額議員種費
資料購入費	22,829		
事務所費	39,017		
	27,940		

築山正信 平成15年度交付 40,000円			
合計		40,000	請求額(交付額全額)

なわて21議員団 平成16年度交付 240,000円			前提となる調査研究種加の内容・詳細不明
研究研修費	150,000	75,000	通費 ガリソ代のみは通常議員種加と按分
資料作成費	12,000	6,000	消品 按分
資料購入費	68,400	34,200	新聞代 参考図書 按分
その他の経費	14,000	7,000	会議費 議員種加 按分
	244,400	122,200	請求額
	4400		
平成17年度交付 2,880,000円			前提となる調査研究種加の内容・詳細不明
研究研修費	1,830,000	915,000	通費 ガリソ代だけでは金額からも異常。通費やガリソ代の細かい支払いにもかかわらず、端数のない支出額も違が強く、敢えて通常議員種加と按分するも、証拠書と照合して厳正な特定が求められる。
調査旅費	467,184	233,592	交通費 宿泊費 土産代。私的旅行か? 目的外支出の疑いあるも、議員種加と按分して請求。
資料作成費	294,525	147,262	消品。調査種加内容不明で金額的にも目的外支出の疑いあり。議員種加と按分
資料購入費	90,840	45,420	参考図書 新聞 図書内容 書籍名記載なし。調査種加内容の詳細不明。
事務所費	84,324	42,162	事務雑費 按分
その他の経費	146,400	73,200	会議費 按分
	2,913,273	1,456,636	請求額
	33,273		
	請求総額	1,578,836 円	

自民クラブ 平成16年度交付 360,000円			前提となる調査研究内容不明。議員種加と混同が見られる。使金基準に合致しない分の返還必要。
研究研修費	248500	124,250	ガリソ、電話 研修費 按分
資料購入費	7,000	3,500	雑誌等 雑誌の内容不明で全額返還必要!
広報費	42,480	21,240	紙 インク代 按分
事務所費	65,040	32,520	機器リース代 テープ代
	363,020	181510	請求額

自民クラブ			
	3,020		
平成17年度交付 1,440,000円			会派の調査研究種加は 会派の意思決定による ことが必要。 研究研修費に支出が集中しているこ とからも内容の詳細説明が求められる。
研究研修費	1,190,000	595,000	ガソリン、電話 研修費等だけでは目的外支出。
資料購入費	21,000	10,500	雑誌等 政策調査内容のための雑誌名必要。
広報費	127,440	63,720	不明 議員種加と按分
事務所費	342,400	171,200	機器リース代等 議員種加と按分
	1,680,840	840,420	請求額
	240,840		
	請求総額	1,021,930 円	

囀政友会			
平成16年度交付 840,000円			前提の調査研究種加内容が不明。したがっ て、通常議員種加費と按分。 2分の1を違去 と特定するも、証拠書類との照合で撤回が特 定され、返還請求されることが必要。
研究研修費	525,000	262,500	電話 ガソリン代
調査旅費	144,980	72,490	調査旅費
資料作成費	84,887	42,443	印刷
資料購入費	199,421	99,710	図書
広報費	14,280	7,140	郵送
事務所費	53,015	26,507	備品
その他の経費	96,366	96,366	立て看板は明らかに目的外支出。
	1,118,349	607,156	請求額
	278,349		
	請求総額	607,156 円	

大川泰生			
平成16年度交付 200,000円			交付規則使金基準に合致せず、前提の調査 研究種加内容不明。 議員種加費と按分。
研究研修費	66,000	33,000	電話 ガソリン代
広報費	75,815	37,907	紙 インク代 按分
事務所費	91,415	45,704	リース代等 按分
	233,230	116,611	請求額
	33,230		
	請求総額	116,611 円	

違去返還請求総額 14,175,072円